

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4334
23年3月24日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。

全国6拠点15職場で ストライキ突入

日本郵政グループは賃金引き上げ要求書に対する春闘回答を3月15日、23時56分に示しました。

内容は、組合が強く求めていた特別一時金7万円(フルタイム)支給する。正社員に関する処遇は、①社員一人当たり平均4,800円相当の財源を用いて賃金改善をおこなう②年間一時金は昨年同様、4・3月。しかし、期間雇用社員等への時間給引き上げや均等待遇要求については全くのゼロ回答でした。これを受け、極めて不誠実な回答であるとして中央闘争委員会は16日に6拠点15職場のストライキ突入の指令を发出了しました。

日巻委員長は、「日本郵政グループの春闘回答についてマスコミ各社は『日本郵政グループベア4,800円、特別一時金7万円、定期昇給を合わせた賃金改善率は5.11%の相当する、郵政民営化以降最大規模』と大きく報道しましたが、その中身を見れば、800円相当の財源には、現在、正社員に付与されている夏期休暇3日、冬期休暇3日の休暇を各1日ずつとし、削減した夏期・冬期休暇合わせて4日分相当額として1,700円分が含まれていま



集会」を13時30分から開催し、全労連・全労協をはじめ各単産が支援にかけつけ、80名の結集で満身の抗議と怒りのシュプレヒコールをおこないました。

す。4,800円のベアと言われる額を労働者のたたかひによって獲得してきた夏期冬期休暇という権利を奪いとり、その財源を『ベア』と言えるものではない」と指摘しました。

郵政ユニオンは、正社員との間にある不合理な労働条件の格差を是正させ均等待遇を実現するため「労働契約法20条裁判」をたたかい、2020年10月15日最高裁で勝利判決を勝ち取りました。

無期雇用に転換したアソシエイト社員に対し、有給の病気休暇として勤続10年未満は30日、10年以上の場合は60日を取得可能とする制度改正を行いました。非正規社員にとって有給の病気休暇を勝ちとったことは、安心して働き続けるうえで大きな成果となりました。さらに最高裁判決を活かして労働条件の改善に結びつけていくことが求められています。

しかし、今回、春闘回答で日本郵政グループは正社員に各3日ずつ付与

されている夏期冬期休暇を2日ずつ削減し、その財源を賃金改善に回すというのは決して労働条件の改善とは言えず断じて認めることはできません。正社員の処遇を引下げた不合理な格差解消を図ることは「偽りの格差是正」であり、政府見解、法の趣旨、最高裁判決の重要性をまったく理解していないと言わざるを得ません。

郵政ユニオンは労働契約法20条最高裁勝利判決を勝ちとった労働組合として、切り開いてきた格差是正に向けた大きな流れを止めるような「労働条件の見直し提案」に真っ向から反対し公務員間も含め真に均等待遇実現につながるため全力をあげてたたかう決意を述べました。

九州地本各地でストライキビラ配布

郵政ユニオンの仲間が3月17日抗議のストライキに突入する中、九地本でも本部ストライキビラを各地で配布しました。

福岡中央郵便局前の宣伝行動には支援者を含め20名程が参加しました。ビラは300枚ほど配布を行いました。福岡貯金支部でも340枚ビラを配布しました。



長崎中野では「未来」を休刊し、執行部を中心に朝7時15分よりストライキビラ配布を行いました。



期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

ゆげ、均等待遇、なげう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！